

奈良市小規模保育事業所設置運営事業者募集要項

1. 募集の趣旨

奈良市（以下「本市」という。）では、平成 27 年に策定の「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（奈良市子ども・子育て支援事業計画）」のもと、保護者が安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、認可保育所等の新設や増改築の推進による定員拡大や幼稚園の預かり保育の拡大等により、待機児童解消対策を推進してまいりました。

しかしながら、本市の待機児童がまだ解消されていないことから、待機児童の大部分を占める低年齢児の保育需要にスピード感を持って対応するため、この度、質の確保された小規模保育事業 A 型の事業所を設置及び運営する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2. 募集施設、募集対象区域及び募集箇所数等

(1) 募集施設

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業所であって、奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年奈良市条例第 36 号。以下「条例」という。）に基づく「小規模保育事業 A 型」

(2) 募集対象地域及び募集箇所数等

「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン（奈良市子ども・子育て支援事業計画）」における 5 つの提供区域における需要量と供給体制を勘案し、下記のとおり募集します。

対象地域	募集箇所数	開園期限
近鉄奈良駅から概ね 500m 以内	1 箇所	令和 2 年 4 月 1 日
近鉄学園前駅から概ね 500m 以内	1 箇所	
近鉄大和西大寺駅から概ね 500m 以内	1 箇所	
近鉄富雄駅から概ね 500m 以内	1 箇所	

※幹線道路沿い等利便性が高く、各駅から概ね 1.5 km 以内であれば、応募可能とする場合がありますので、上記以外で整備を希望する場合は、ご相談（「7. 応募方法等（2）事前相談（ア）事前相談①」参照）ください。ただし、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域は対象外とします。

3. 応募資格

(1) 応募する事業者（以下、「応募者」という。）は、次の事項を満たす者とします。

- ① 社会福祉法人、学校法人などの法人及び個人
その他法人例：特定非営利活動法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、株式会社、有限会社 等
- ② 応募日現在、近畿圏内（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）及び三重県内において、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業、法第39条に規定する保育所、法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園又は法第59条の2に規定する認可外保育施設を経営する事業者であること。ただし、認可外保育施設においては、所轄庁から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設であること。なお、このことについて、所轄庁へ照会を行う場合があります。
- ③ 小規模保育事業を行うために必要な経済的基礎があり、財務内容が適正であるとともに、本事業の資金計画及び事業計画が適正であり、(ア) から(ウ)のすべてを満たすこと。
(ア) 必要な資金として小規模保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する普通預金又は当座預金等を有していること。（参考：約400万円程度）
(イ) 直近の会計年度において、小規模保育事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
(ウ) 賃貸物件により小規模保育事業を実施する場合は、1年間の賃借料に相当する額を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
- ④ 社会福祉法人及び学校法人以外の場合、当該小規模保育事業の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下、同じ。）が社会的信望を有すること。
- ⑤ 社会福祉法人及び学校法人以外の場合、実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、その他児童福祉施設等）において2年以上勤務した経験を有する者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
- ⑥ 条例及び奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例ほか関係法令に従った運営ができること。
- ⑦ 法第34条の15第3項第4号に該当しないこと。
- ⑧ 小規模保育事業を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。
- ⑨ 「保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）」（以下「保育所保育指針」という。）に準じて保育を提供すること。また、本市からの指導に従う等本市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。

- ⑩ 応募者及び応募者が現に運営している施設について、過去5年に実施された所轄庁等による監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。また、その重大な文書指摘を受けた事案に関与した者が応募者の役員等に含まれていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。
- ⑪ 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号から第4号に該当しないこと。このことについて、応募者の役員等について管轄する警察署へ照会を行う場合があります。
- ⑫ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑬ 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ⑭ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続中である事業者でないこと。
- ⑮ 公租公課を滞納していない者であること。
- ⑯ 小規模保育事業の実施にあたり、宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- ⑰ 本募集要項にて提示する条件を厳守できること。
- ⑱ その他法令等に違反する事業者でないこと。

（2） 応募に対する制限

次に掲げる者は、有資格者であっても、本小規模保育事業に応募することはできません。また、応募者は次に掲げる者から直接的又は間接的に支援を受けることはできません。

なお、一事業者につき複数箇所の応募はできません。

- ① 本市が設置する「奈良市民間保育所等選考審査委員会」（以下「審査委員会」という。）委員及びその家族
- ② 審査委員会委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者
- ③ 審査委員会委員から指導を受けている立場にある者

（3） 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る応募者は失格とします。

- ① 提出書類に重大な不備や虚偽の内容を記載したと認められる場合
- ② 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ③ 応募者が審査委員会による選定の前後に、審査委員会委員と直接、間接を問わず本計画に関する接触を求めた場合

- ④ 選考審査に関する不当な要求等があった場合
- ⑤ その他本市が不正と認める行為があった場合

4. 小規模保育事業を行う施設の設備及び用地等に関する条件

条例その他関係法令を遵守してください。小規模保育事業を行う施設（以下「小規模保育事業所」という。）の整備に当たっては、条例第 29 条の規定及び次の事項を遵守し、本市をはじめ関係各所の指示に従い、近隣の住民の意見や要望に対して誠実に対応してください。

(1) 小規模保育事業所の用地・建物等について

- ① 事業を予定している土地又は建物について、応募時点でその確保が確実であることを確認できること。（見込みを含む。）
- ② 建物の改修等をするにあたっては、事前に所管課に相談するなどして、建築基準法及び消防法その他関係法令を遵守すること。
- ③ 乳児室、ほふく質、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）は、1階に設けることが望ましい。これによりがたい場合、次の表に定める基準を満たすこと。

保育室等がある階		2階	3階	4階以上
i 建物構造		耐火建築物 準耐火建築物	耐火建築物 準耐火建築物	耐火建築物 準耐火建築物
ii 階段など（それぞれ1つ以上設置）	常用	屋内階段 屋外階段	屋内階段（避難）※1 屋外階段	屋内階段（避難）※1 屋外階段（避難）※2
	避難用	屋内階段（避難）※1 退避上有効なバルコニー 屋外階段 耐火構造の傾斜路	屋内階段（避難）※1 屋外階段 耐火構造の傾斜路	屋内階段（避難）※1 屋外階段（避難）※2 耐火構造の傾斜路
備考		上記の他にも、階数に応じて条例第 29 条に規定する条件を満たすこと		

※ 1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項で規定する構造の屋内避難階段又は第 3 項に規定する屋内特別避難階段

※ 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項で規定する屋外階段

- ④ 既存建物を活用する場合は、現行法上の耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）を満たしていること。（耐震診断を実施し耐震基準上問題がない事が確認された建物、または耐震補強済みのものを含む。）
- ⑤ 建築確認済証及び検査済証が交付されていること。（検査済証が交付されていない場合は、国土交通省が示すガイドラインに従い、指定確認検査機関での建築基準法適合検査を受けた結果報告書を提出すること。）

- ⑥ 土地又は建物について貸与を受ける場合、原則として地上権又は賃借権を設定し、これを登記すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、この限りではない。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに安定的に賃借料を支払い得る財源を確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

- ⑦ 採光、換気が良好であること。

(2) 小規模保育事業所の設備について

- ① 保育室と調理室又は設備の間に隔壁を設ける対策を講じること等、あらかじめ奈良市保健所と十分に協議すること。
- ② 原則、小規模保育事業所の敷地内に屋外遊戯場を設けること。ただし、敷地内に適当な屋外遊戯場を確保することが困難な場合は、屋外活動に当たって、安全が確保され、かつ、小規模保育事業所からの距離が日常的に使用できる程度であり、移動に当たって安全が確保されている、屋外遊戯場に代わるべき必要面積以上を有した公園等（以下「代替地」という。）が付近にあること。その場合は、代替地が私有地であるときは、小規模保育事業所の幼児が日常的に屋外活動に使用することに関して、当該代替地の所有者の承諾を得たことがわかる書類（任意様式）を提出すること。
- ③ 児童の送迎のため、自動車及び自転車を駐停車する場所が確保されていること。
- ④ 給食の材料搬入や緊急時等に利用する車両が駐停車する場所が確保されていること。なお、③との兼用は可とする。

5. 運営に当たっての条件

小規模保育事業所の運営に当たっては、関係法令等のほか次の事項を遵守してください。

① 基本事項

- ・ 定員は19名とし、0歳児から2歳児までの定員構成にすること。
(定員構成は0歳児 ≤ 1歳児 ≤ 2歳児とし、待機児童解消策事業であることを踏まえ、2歳児に偏りが生じない構成とすること。(目安：0歳児5人、1・2歳児各7人))
- ・ 基本開所時間は、月～土曜日 1日11時間（午前7時半から午後6時半を基本とし、本市と協議の上決定）とする。
- ・ 休園日は、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）とする。

- ・ 小規模保育事業所の利用申込受付及び対象児童の利用調整は、本市において行う。
- ・ 本市が指定する期日までに、入所児童受入れ人数の連絡を必ず行うこと。
- ・ 保育料については、本市の基準に基づき、本市が決定するものとする。
- ・ 保育料は、事業者が保護者から徴収するものとし、その方法は事業者が定め、保護者に周知すること。
- ・ 送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、通園する子どもや送迎する保護者、歩行者等の安全を第一に考え、交通事故や違法駐車等による問題を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。
- ・ 入所児童については、施設内での事故等に関する保険（傷害保険等）に加入すること。
- ・ 保護者との意思疎通を図り、質問・要望等については誠実に対応すること。また、苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者を設置し、本市及び保護者に公表すること。
- ・ 定期的に福祉サービス第三者評価の受審に努めること。
- ・ 同一建物内で他の事業を複合的に行う場合は、小規模保育事業所と明確に区分けすること。

② 保育内容等

- ・ 1時間以上の延長保育を開園時から必ず実施すること。
- ・ 多様な保育サービスのニーズに応えるために、一時預かり事業や休日保育事業を追加で提案することは可能です。ただし、ご提案いただく事業の実施に要する財政措置をお約束するものではありません。
- ・ 給食については、原則、自園で調理を行うこと。給食におけるアレルギーへの対応は、除去食、代替食などにより、子どもひとりひとりの状況に応じたものとする。調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）を遵守すること。なお、条例第17条に基づく搬入施設からの搬入は可能とする。
- ・ 「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号）の別紙「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日衛食第85号）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準じて、調理従事者等は、月1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。
- ・ 保育内容については、「保育所保育指針」に基づいた全体的な計画及びこれに基づく指導計画等を作成し、その計画に沿って実施すること。
- ・ 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のため、特に寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かし、また、午睡及び仮眠中は、0歳児は5分、1歳児は10分、2歳児は15分に1回の呼吸確認を行い、健康観察の表（天気・気温・湿度・体調・呼

吸確認・睡眠時刻等)を作成し、記録をつけること。

- ・ 保護者との交流を図り、保護者の意見を小規模保育事業運営に反映させること。
- ・ 本市内の保育所等と連携・交流を行い、相互の保育の向上を図ること。
- ・ 事業者は、延長保育料及びその他実費徴収、上乘せ徴収については、家計に与える影響を考慮したうえで額を設定し、その支払いを求める理由とあわせて、あらかじめ保護者の同意を得たうえで、徴収することができる。なお、当該費用を徴収した場合、経理内容を明確にし、保護者の求めに応じ結果を報告すること。

③ 職員配置

- ・ 保育に当たる職員は、保育士資格を有する者であること。
- ・ 条例等を遵守するとともに、延長保育事業を実施する上で必要となる職員の配置に留意すること。
- ・ 小規模保育事業所で乳幼児の保育に直接従事する職員については、他の施設の職員と兼ねないこと。

④ 連携施設

- ・ 条例第7条に基づく連携施設（以下「連携施設」という。）は、保育に対する支援・連携を行える距離（通常の交通手段でおおむね30分以内を目安にする。）に位置していること。ただし、条例第7条第3号の役割を担う連携施設（以下「卒園後の連携施設」という。）については、本市内に所在する施設に限るものとし、通常の交通手段でおおむね10分以内の施設を含んでいることが望ましい。卒園後の連携施設の設定については、保護者の利便性も配慮しながら、卒園児が保育所等において継続的に保育されるように慎重に設定する必要があることから、卒園後の連携施設の設定に関しては、申請前に実施する市との事前相談②（「7. 応募方法等（2）事前相談」参照）を踏まえて設定すること。
- ・ 連携施設が同一法人でない場合は、応募日時点で、具体的な連携の内容を明確にした覚書等を締結し、「連携施設の概要（様式9）」と共に提出すること。また、連携施設が同一法人である場合は、「連携施設について（様式10）」を提出すること。

6. 設置・運営に当たっての補助等

事業者が施設を整備・運営するにあたっては、次の補助制度を利用することができます。

(1) 建物改修等に関するもの

事業者自らが賃貸物件を改修して事業所を設置する場合に、国の「保育対策総合支援事業費補助金」を活用し、「奈良市小規模保育改修費等補助金交付要領」に基づき、予算の範囲内で補助します。

※ 令和2年4月1日までに開所できない場合は、当該補助を受けることができません。

※ 当該補助金を活用する場合、本市で定める契約手続きに準じて契約行為を行う必要があります。

補助対象経費	改修費等 ^{※1} ・建物の賃借料 ^{※2}
補助基準額（上限額）	32,000,000円
補助率	3/4

※ 1 改修費等・・・小規模保育事業を実施するために必要な経費（賃貸物件の改修費及び備品購入費）

※ 2 建物の賃借料・・・当初の交付決定後から令和2年3月31日までに係る賃借料（礼金を含み、敷金・保証金を除く。）。

※ 補助対象経費には、新規で施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）のほか、設計料や工事監理経費は含まれませんので、補助金算定にあたってはご注意ください。

※ 小規模保育事業所を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が必要になる場合があります。

（2）運営費補助

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条に基づく地域型保育給付費のほか、延長保育事業に対しては、奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱(昭和61年奈良市告示第52条)に基づき、子ども・子育て支援交付金を活用し、補助を行います。

7. 応募方法等

（1） 質問の受付及び回答

① 質問の受付

「小規模保育事業所設置運営事業者募集に係る質問書（別紙1）」により保育所・幼稚園課宛てにFAX又は電子メールにて送付してください。確認の為、送付した旨電話連絡をお願いします。

② 受付期間

令和元年10月7日（月）から10月28日（月）【午後5時必着】

③ 質問の回答

質問書到着から1週間を目途とし、10月31日（木）頃までに奈良市ホームページに掲載し、回答します。

(2) 事前相談

応募申請書提出の前に必ず、施設整備地域及び物件に関する相談及び申請内容全般に関する、事前相談が必要です。(以下、施設整備地域及び物件に関する事前相談を「事前相談①」、申請書類への記入方法の確認などの事前相談を「事前相談②」という。)以下の期日までに事前相談①及び事前相談②の相談を行っていない場合や、各駅から500mを超えている場所にある場合において、事前相談①において利便性が高い地域に存在すると認められない場合、事前相談の最終日時点における準備状況から、令和2年4月1日までの開園が明らかに困難だと判断できる場合は、原則として申請を受け付けません。事前相談は、途中段階でも構いませんので、なるべくお早めにご相談ください。

(ア) 事前相談①：事前協議書(別紙2)及び周辺地図及び物件の概要及び図面(改修前のもので可)の提出

令和元年10月7日(月)から10月28日(月)までの平日
午前9時から午後5時

(イ) 事前相談②：応募申請書一式を作成し、内容について確認

令和元年10月16日(水)から11月5日(火)までの平日
午前9時から午後5時

※事前相談日時については、電話にて予約をしてください。

(3) 応募申請書及び応募書類(「提出書類一覧(別紙3)」のとおり)の提出

① 提出場所

奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課

② 提出期限

令和元年11月6日(水)から11月12日(火)まで 午前9時から午後5時

③ 提出方法

持参に限ります。郵送等による提出は受け付けできません。

④ 提出部数

正本1部、副本11部

※ 提出物は1部ずつA4サイズのファイルに綴るとともに、資料番号をインデックスで標示してください。また、別紙3「提出書類一覧」の提出欄に○を付し、綴じこんだ資料の先頭に添付してください。

※ 事前に電話で日時を連絡の上ご持参ください。

※ 提出の際に、提出書類についてお聞きする場合がありますので、担当者の方がご持参ください。

8. 事業者選定方法

審査委員会の審査を経て、本市において、事業候補者の選定を行います。審査は、書類審査及びヒアリング審査を行います。書類審査とヒアリング審査の結果を総合的に判断し、対象地域ごとに事業候補者を選定します。

ただし、選定された事業候補者が、前記「3. 応募資格」の要件を満たさなくなったとき、又は不正と認められる行為をしたことが判明した場合等は、次点の事業候補者を選定します。また、審査の結果、該当なしとする場合もあります。選定方法及び日程は次のとおりです。なお、状況により審査を追加する場合があります。

(1) 現地調査及びヒアリング審査

事業者が運営している施設及び予定施設の現地調査並びにヒアリング審査を行います。審査については非公開とします。ヒアリング審査には、事業代表者（担当役員又は本事業の責任者でも可）、園長就任予定者及び会計担当者が必ず出席してください。

実施日：令和元年12月上旬予定

実施場所：現地調査後の施設内

※ 現地調査及びヒアリング審査の詳細については、応募者に別途通知します。

※ 現地調査を実施せずヒアリング審査のみとする場合や、現地調査を別日程としヒアリング審査を奈良市役所内で行う場合があります。

(2) 選定方法等

- ① 審査委員会は、提出書類一覧の書類審査及びヒアリング審査を別表の審査基準表に基づき審査項目ごとに採点します。
- ② 基礎点220満点、加点10点満点の合計230満点です。なお、審査委員の基礎点の平均点が132点未満（220点満点の60%未満）の場合は選考対象外とします。
- ③ 応募者多数の場合は、審査委員会の判断により書類審査における上位者を選出し、上位者に対してのみ現地調査及びヒアリング審査についての日程を通知し、同審査を行う場合があります。

9. 選定日程について

日程	事項
令和元年 10 月 7 日（月）	募集要項公表
令和元年 10 月 7 日（月）～ 令和元年 10 月 28 日（月） 【午後 5 時必着】	小規模保育事業所設置運営事業者募集に係る質問書(別紙 1)受付期間 ※質問書到着から約 1 週間を目途とし、令和元年 10 月 31 日 頃までに回答します。

令和元年 10 月 7 日（月）～ 令和元年 10 月 28 日（月）	事前相談①（施設整備地域及び物件について）受付期間
令和元年 10 月 16 日（水）～ 令和元年 11 月 5 日（火）	事前相談②（申請書類の記載漏れ等不備がないかの確認について）受付期間
令和元年 11 月 6 日（水）～ 令和元年 11 月 12 日（火） 【午後 5 時必着】	提出書類一式（別紙 3）受付期間
令和元年 12 月上旬	審査委員会開催 ※日時・場所は別途応募者に通知します。
令和元年 12 月中旬まで	結果通知発送（すべての応募者に通知します。） ※選定に関する異議等は受け付けいたしません。

10. 事業開始までのスケジュール

日程	事項
結果通知発送後	本市との事前協議・地元への説明
事前協議以降	本市との覚書締結
市の指定する日以降	入札・工事契約・着工
開園 1 か月前頃まで	竣工・完了検査・認可手続き
令和 2 年 4 月 1 日	開園

11. 選定後の留意事項

(1) 事前協議・覚書の締結

選定後、本市との事前協議に出席すること。

また、応募内容を確実に履行していただくため、本市と事業候補者との間で覚書を締結します。

(2) 地元への説明

工事入札前までに、事業候補者が責任を持って所在地の自治会に対して説明を行い、その会議録等を市に提出すること。また、円滑な事業実施のため、共同住宅・テナントビル等で事業を行う場合は、入居者及び入居事業者に対しても説明等を行い、市にその報告を行うこと。

(3) 事業候補者決定の取り直し

次のいずれかに該当する場合、選定結果の通知後であっても事業候補者決定を取り消します。

- ① 「3. 応募資格」に記載された各項目を満たさなくなった場合。
- ② 選定後、本市の承諾を得ずに応募書類の内容を変更した場合。

- ③ 選定後、「1 1. 選定後の留意事項（2）地元への説明」に記載する内容を遂行しなかった場合。

(4) その他

小規模保育事業の運営を期限内に開始することが困難であると本市が判断した場合は、決定を取り消すことがあります。

1 2. その他

(1) 留意事項

- ① 提出期間終了後の提出書類等の変更及び追加は、原則として認めませんので、できる限り期限に余裕を持って提出してください。ただし、本市から指示した場合は除きます。
- ② 本募集要項及び別紙は、応募の検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ③ 本市が必要と認める場合、応募者及び提出書類等の内容（個人情報を除く。）を公表することがあります。
- ④ 応募提出された書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属します。ただし、本市は、事業者の決定等に必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出書類等については、返却しません。
- ⑤ 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- ⑥ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面（辞退届等）により提出してください。社会福祉法人及び学校法人以外の者が、小規模保育事業の事業者になる場合は、『「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発第6号）第13家庭的保育事業等の認可申請に係る審査等（4）社会福祉法人等以外の者に対する認可の際の条件』において付されている条件にご留意ください。

(2) 計画の変更について

事業候補者として決定された後の計画の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、かつ変更後も確実に開園が可能であり、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ、認める場合があります。

1 3. 問い合わせ先及び提出先

奈良市役所 子ども未来部 保育所・幼稚園課（民間施設係）
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号（奈良市役所中央棟1階）
電話：0742-34-5086 FAX：0742-36-7671
E-mail：hoikusho-youchien@city.nara.lg.jp